

人事院は、国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）に基づき、人事院規則一六一〇（職員
員の災害補償）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和二年三月三十一日

人事院総裁 一宮 なほみ

人事院規則一六一〇―六九

人事院規則一六一〇（職員の災害補償）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一六一〇（職員の災害補償）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の
傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>（警察官等に係る傷病補償年金、障害補償又は 遺族補償の特例）</p> <p>第三十二条 補償法第二十条の二の人事院規則で</p> | <p>（警察官等に係る傷病補償年金、障害補償又は 遺族補償の特例）</p> <p>第三十二条 補償法第二十条の二の人事院規則で</p> |

定めるものは、皇宮護衛官、海上保安官補、刑事施設の職員、入国警備官、麻薬取締官、内閣府沖縄総合事務局又は国土交通省地方整備局若しくは北海道開発局に所属し、河川又は道路の管理に従事する職員、警察通信職員（人事院が定める職員に限る。）及び国土交通省地方航空局に所属し、消火救難業務に従事する職員（人事院が定める職員に限る。）とし、同条の人事院規則で定める職務は、職員の区分に応じ、次の表に定める職務とする。

| | |
|---------|---------------|
| 職員 | 職務 |
| 一 警察官、皇 | 一・二 (略) |
| 宮護衛官、海 | 三 勾引状、勾留状又は収容 |

定めるものは、皇宮護衛官、海上保安官補、刑事施設の職員、入国警備官、麻薬取締官、内閣府沖縄総合事務局又は国土交通省地方整備局若しくは北海道開発局に所属し、河川又は道路の管理に従事する職員、警察通信職員（人事院が定める職員に限る。）及び国土交通省地方航空局に所属し、消火救難業務に従事する職員（人事院が定める職員に限る。）とし、同条の人事院規則で定める職務は、職員の区分に応じ、次の表に定める職務とする。

| | |
|---------|---------------|
| 職員 | 職務 |
| 一 警察官、皇 | 一・二 (略) |
| 宮護衛官、海 | 三 勾引状、勾留状又は収容 |

| | | |
|-----------------------------|--------------------|---|
| <p>上保安官及び 海上保安官補</p> | <p>二・三 (略)</p> | <p>四 麻薬取締官</p> |
| <p>状の執行 四・五 (略)</p> | <p>(略)</p> | <p>一 麻薬、向精神薬、大麻、 あへん又は覚醒剤に関する 犯罪の捜査</p> <p>二 麻薬、向精神薬、大麻、 あへん又は覚醒剤に関する 犯罪に係る犯人又は被疑者 の逮捕又は護送</p> <p>三 麻薬、向精神薬、大麻、 あへん又は覚醒剤に関する 犯罪に係る勾引状、勾留状</p> |

| | | |
|-----------------------------|--------------------|--|
| <p>上保安官及び 海上保安官補</p> | <p>二・三 (略)</p> | <p>四 麻薬取締官</p> |
| <p>状の執行 四・五 (略)</p> | <p>(略)</p> | <p>一 麻薬、向精神薬、大麻、 あへん又は覚せい剤に関する 犯罪の捜査</p> <p>二 麻薬、向精神薬、大麻、 あへん又は覚せい剤に関する 犯罪に係る犯人又は被疑者 の逮捕又は護送</p> <p>三 麻薬、向精神薬、大麻、 あへん又は覚せい剤に関する 犯罪に係る勾引状、勾留状</p> |

| | |
|---|----------|
| 五〇七 (略) | 又は収容状の執行 |
| <p>第三十三條の六 障害補償年金は、第三十三條の四第一項本文の規定による申出が行われた場合にあつては当該障害補償年金を支給すべき事由が生じた日の属する月の翌月から、同項ただし書の規定による申出が行われた場合にあつては当該申出が行われた日の属する月の翌月から、当該障害補償年金前払一時金が支給された月後の最初の補償法第十七條の九第三項の支払期月から一年を経過する月までの各月（第三十三條の四第一項ただし書の規定による申出が行われた場合にあつては、当該申出が行われた日の属</p> | |

| | |
|---|-----------|
| 五〇七 (略) | 状又は収容状の執行 |
| <p>第三十三條の六 障害補償年金は、第三十三條の四第一項本文の規定による申出が行われた場合にあつては当該障害補償年金を支給すべき事由が生じた日の属する月の翌月から、同項ただし書の規定による申出が行われた場合にあつては当該申出が行われた日の属する月の翌月から、当該障害補償年金前払一時金が支給された月後の最初の補償法第十七條の九第三項の支払期月から一年を経過する月までの各月（第三十三條の四第一項ただし書の規定による申出が行われた場合にあつては、当該申出が行われた日の属</p> | |

する月の翌月以後の月に限る。)に支給されるべき障害補償年金の額と当該一年を経過する月の各月に支給されるべき障害補償年金の額を事故発生日における法定利率に当該支払期月以後の経過年数(当該年数に一年未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を乗じて得た数に一を加えた数で除して得た額との合計額が当該障害補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止するものとする。

2 前項の規定による障害補償年金の支給の停止が終了する月に係る障害補償年金の額は、当該終了する月が、同項に規定する支払期月から起算して一年以内の場合にあつては、当該障害補

する月の翌月以後の月に限る。)に支給されるべき障害補償年金の額と当該一年を経過する月の各月に支給されるべき障害補償年金の額を百分の五に当該支払期月以後の経過年数(当該年数に一年未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を乗じて得た数に一を加えた数で除して得た額との合計額が当該障害補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止するものとする。

2 前項の規定による障害補償年金の支給の停止が終了する月に係る障害補償年金の額は、当該終了する月が、同項に規定する支払期月から起算して一年以内の場合にあつては、当該障害補

償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき当該障害補償年金の額の全額につき支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額（以下この項において「全額停止期間に係る合計額」という。）を差し引いた額、当該支払期月から起算して一年を超える場合にあっては、当該障害補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に事故発生日における法定利率に当該終了する月の同項に規定する経過年数を乗じて得た数に一を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月に支給されるべき当該障害補償年金の額から差し引いた額とする。

償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき当該障害補償年金の額の全額につき支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額（以下この項において「全額停止期間に係る合計額」という。）を差し引いた額、当該支払期月から起算して一年を超える場合にあっては、当該障害補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に百分の五に当該終了する月の同項に規定する経過年数を乗じて得た数に一を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月に支給されるべき当該障害補償年金の額から差し引いた額とする。

第三十三條の十 遺族補償年金は、第三十三條の七第一項本文の規定による申出が行われた場合に於ては当該遺族補償年金を支給すべき事由が生じた日の属する月の翌月から、同項ただし書の規定による申出が行われた場合に於ては当該申出が行われた日の属する月の翌月から、当該遺族補償年金前払一時金が支給された月後の最初の補償法第十七條の九第三項に定める支払期月から一年を経過する月までの各月（第三十三條の七第一項ただし書の規定による申出が行われた場合に於ては、当該申出が行われた日の属する月の翌月以後の月に限る。）に支給されるべき遺族補償年金の額と当該一年を経過

第三十三條の十 遺族補償年金は、第三十三條の七第一項本文の規定による申出が行われた場合に於ては当該遺族補償年金を支給すべき事由が生じた日の属する月の翌月から、同項ただし書の規定による申出が行われた場合に於ては当該申出が行われた日の属する月の翌月から、当該遺族補償年金前払一時金が支給された月後の最初の補償法第十七條の九第三項に定める支払期月から一年を経過する月までの各月（第三十三條の七第一項ただし書の規定による申出が行われた場合に於ては、当該申出が行われた日の属する月の翌月以後の月に限る。）に支給されるべき遺族補償年金の額と当該一年を経過

する月後の各月に支給されるべき遺族補償年金の額を事故発生日における法定利率に当該支払
期月以後の経過年数（当該年数に一年未満の端
数があるときは、これを切り捨てる。）を乗じ
て得た数に一を加えた数で除して得た額との合
計額が当該遺族補償年金前払一時金の額に達す
るまでの間、その支給を停止するものとする。

2・3 (略)

する月後の各月に支給されるべき遺族補償年金
の額を百分の五に当該支払期月以後の経過年数
（当該年数に一年未満の端数があるときは、こ
れを切り捨てる。）を乗じて得た数に一を加え
た数で除して得た額との合計額が当該遺族補償
年金前払一時金の額に達するまでの間、その支
給を停止するものとする。

2・3 (略)

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。